

保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用のご案内

平成30年9月
町民課子ども支援室

平成30年9月より、未婚のひとり親家庭について、保育料を軽減する制度（「寡婦（夫）控除」のみなし適用）を実施します。

※のみなし適用を行っても保育料が減免されない場合もあります。

【対象者】

所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請時点において、「婚姻によらずひとり親になられた方」のうち、市町村民税が課税となり保育料が発生している方

※ 次の場合は、対象外です。

婚姻届はなく現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦（夫）控除を受けている方、生活保護受給者、非課税の方、町外在住の方

【申請方法】

保護者の方より申告していただくことでのみなし適用を行います。
役場町民課子ども支援室に直接お越しく下さい。

（必要な書類等）

- ・ 印鑑
- ・ 申請者及び子の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書を含む。）

【問合せ先】

三朝町役場町民課子ども支援室
電話0858-43-3505